

瀬戸市消防本部訓令第1号

消防本部

消 防 署

瀬戸市消防本部等決裁規程（昭和62年瀬戸市消防本部訓令第1号）の
一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

瀬戸市消防長 矢野 研 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後								改正前								
別表第1（第5条関係）								別表第1（第5条関係）								
決裁 区分 決裁 事項	消防本部				消防署		備考	決裁 区分 決裁 事項	消防本部				消防署		備考	
	消防長	消防次長	課長	主幹	消防署長	主幹、室長及び分署長			消防長	消防次長	課長	主幹	消防署長	主幹、室長及び分署長		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
情報公開			公文書の開示				行政課長合議	情報公開			公文書の開示					行政課長合議
	不服申立てに対する決定	<u>情報公開・個人情報保護審査会への諮問</u>							不服申立てに対する決定	<u>情報公開審査会への諮問</u>						
個人情報保護		個人情報の訂正、利用停止、目的利用及び外部提供の決定	個人情報の開示の決定				行政課長合議	個人情報保護		個人情報の訂正、利用停止、目的利用及び外部提供の決定	個人情報の開示の決定					行政課長合議

	不服申立てに対する決定	情報公開・個人情報保護審査会への諮問							不服申立てに対する決定	個人情報保護審査会への諮問						
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
備考 1及び2 <省略> 3 「経営課長」及び「行政課長」とは、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則39号） <u>第5条</u> に規定するそれぞれの課の長をいう。								備考 1及び2 <省略> 3 「経営課長」及び「行政課長」とは、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則39号） <u>第4条</u> に規定するそれぞれの課の長をいう。								

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。